

平成29年1月31日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年1月31日（火） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明申請について
- 議案第5号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第6号 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第7号 非農地通知の決定について
- 議案第8号 呉市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに伴う意見の決定について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

2番	生田 政行	3番	池田 勝憲	4番	倉本 寛	5番	谷 正典
6番	前田 清文	7番	見藤 進	8番	横田 正教	9番	横段 登
11番	舩田 定則	12番	佐伯 孝行	13番	出来 悦次	14番	林 武彦
15番	水場 守信	16番	北村 正次	17番	平本 真人	19番	寺山 喜代登
20番	中川 義則	21番	山城 和彦	22番	長迫 秀	23番	渡辺 哲宏
24番	重森 紀生	25番	三戸 正宏	26番	灰原 松二	27番	横村 満
28番	大道 正孝	30番	棕開地 省二	31番	金原 茂之	32番	中野 勇平
33番	坂 孝好	34番	長本 憲	35番	藤原 広	36番	谷 恵介
37番	田中 みわ子	38番	土井 正純				

欠席委員

1 番 荒谷 博司 10 番 榎 真太郎 18 番 高橋 靖之 29 番 土井 光弘

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長（倉本）： 出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成29年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、14番 林委員、32番 中野委員を指名します。また、本日の欠席通知は、1番 荒谷委員、10番 榎委員、18番 高橋委員、29番 土井委員から出ています。

いつも申し上げることですが、委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようにマナーモードにしてください。よろしく願いいたします。

議長：事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前送付した資料として、資料1「非農地通知の決定について」、資料2「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」、資料3「平成28年度農業委員・農業経営者合同研修会の開催について(通知)」、当日配付として「2017年農業委員会活動記録セット」「JAくれだより第55号」「がんばる農ひろしまNo. 82」「JA広島ゆたか広報第112号、第113号」、青色の「呉市農業委員会の委員候補者募集要領」と申込書3種類、黄色の「呉市農地利用最適化推進委員候補者募集要領」と申込書3種類を配付しております。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方町字川尻越〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,998㎡の第2種及び第3種農地です。申請の事由につきましては、使用貸人は高齢で耕作できないため使用借人に4筆を使用貸借させるもので、使用借人は申請の4筆を借り受け新規就農するものです。営農計画は野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては申請地4筆で19アールありますので、仁方地区の下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：2番生田です。借人は耕運機も購入し、また借人と貸人は親戚関係にあり、申請の農地は借受人の母がこれまで借地して耕作してきたもので、今後しっかり耕作されることが期待される。皆様のご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：つぎに、2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町大字中畑字岡山田〇〇〇番ほか11筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,940.58㎡の農振農用地区域です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては水稲及び果樹を作付けするものです。経営面積につきましては、172アールありますので安浦地区の下限面積30アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中川委員：20番中川です。譲渡人は広島に居住しており、このたび離農、離村を決意され、隣人である譲受人に農地を譲るというものです。譲受人は、地域の中山間地の役員であり、67才と元気で、責任を持って耕作される意欲を持たれていた。問題ないと思うので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字鹿島東郷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は127㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するものです。規模等につきましては、発電容量10.1kw、太陽光パネル37枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

佐 伯 委 員：12番佐伯です。写真奥の家の屋根にソーラーパネルを設置しているが、容量が少ないので所有する自宅前の畑にパネルを設置して容量を増やすというものです。水路については、転用農地の面積も少なくちゃんと水が流れるようになっている。別に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字畑〇〇〇〇番、地目は畑、面積は82㎡の第2種農地です。転用目的は、譲受人は申請地を譲り受け駐車場3台分の用地として使用する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：2番生田です。現地を見て、駐車場にするのがベストではないかと思われた。子供、孫のために駐車場を確保するというもので、許可して良いのではないかと思う。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は103㎡の第2種農地です。転用目的は、社会福祉施設用地として利用するため賃借権を設定するものです。規模等につきましては、木造ガリバニューム鋼板葺2階建認知症対応型共同生活介護事業所施設1棟を整備する計画です。しかしながら写真でもお分かりのように既に施設の建設が始まっておりますので、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

舛 田 委 員：11番舛田です。事務局の説明のとおり、既に建物が建築中であり仕方がないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、仁方中筋町〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は84㎡の第3種農地です。申請の事由としましては、昭和9年頃耕作放棄し隣接宅地と一体として建物2戸の敷地として利用されてきたもので、宅地として証明を受けようとするものです。なお、申請時は建物がありましたが、その後解体され現在更地となっております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：36番 谷です。1番の申請地は、仁方市民センターの北に位置する住宅地の一角にあります。申請地は建物2棟の敷地として利用されてきており、周辺は一般住宅が建ってい

ることから、宅地として証明して差し支えないと思います。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つづきまして、2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、天応町字佐古ノ上〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,179㎡の第2種農地です。申請の事由としましては、昭和54年頃より耕作放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：2番生田です。写真のとおりどうにもならない状態です。写真より現地はもっと山状態であり、やむを得ないと思う。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第5号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番について説明します。申請者は、平成22年に相続税納税猶予に係る適格者となり、その後20年間農業経営を行うとともに、3年毎に税務署へ引き続き農業経営を行っている旨の証明を提出する必要があるため、この度申請をされたものです。申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆で、面積は合計で3,569㎡です。申請地の管理状況については、現地調査写真のとおり適正に管理されております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 野 委 員：32番中野です。現地を確認し、事務局の説明のとおり適正に管理されておりました。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第6号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の調査地は、広古新開7丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆で、広古新開区画整理事業区域内の農地です。台帳地目は畑、面積は合計で1,298㎡の第3種農地です。平成9年8月4日に相続により農地を取得したもので、農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される制度の適用を受けています。当該農地については、この特例の適用を受けて20年が経過するため、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったものです。調査地は、区画整理の仮換地の指定の前の農地により相続税の納税猶予の適格者証明をしていましたが、平成28年9月に換地処分が終了したため、換地後の現在地で、調査をしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：36番 谷です。1番の調査地は、JR新広駅の北側の広古新開区画整理区域内の農地2カ所です。区画整理事業が終了し、この地域では店舗や住宅等が急速に建設されて新しい町並みが作られています。調査した2カ所は野菜が栽培され、農地として適切に維持管理されています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の調査地は、広吉松1丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で647㎡の第3種農地です。平成9年1月23日に相続により農地を取得したもので、農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される制度の適用を受けています。当該農地については、この特例の適用を受けて20年が経過するため、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったものです。調査地の一帯は、戦時中海軍が土砂を

採取したため、土地の境界が不明になり、その後所有者が占有を開始し現在に至っており、公図と現状が異なっています。これについては、現状画地で判断することで、税務署の了解を得ており、平成9年時も今回も現状画地で確認をしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：36番 谷です。2番の調査地は、広高等学校の北側の住宅地の中にある農地です。調査地は野菜等が栽培され、農地として適切に利用されています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定いたします。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の調査地は、広両谷1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は特例農地の適用を受けている農地面積で1,428㎡の第3種農地です。平成9年7月1日に相続により農地を取得したもので、農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される制度の適用を受けています。当該農地については、この特例の適用を受けて20年が経過するため、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったものです。調査地については、登記地積は1,514㎡ですが、倉庫及び駐車場として使用している86㎡を除いた1,428㎡を納税猶予対象農地面積としており、現状も倉庫等については平成9年調査時と変わっていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：36番 谷です。3番の調査地は、広白岳中学校のすぐ北側で、白石循環線との間の住宅地の中の農地です。周囲は住宅地ですが、調査地は畑として野菜や果樹が植付けられており、農地として適切に利用されています。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の調査地は、川尻町西3丁目〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で2,212㎡の第2種農地です。平成9年4月29日に相続により農地を取得したもので、農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される制度の適用を受けています。当該農地については、この特例の適用を受けて20年が経過するため、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったものです。調査地については、申告時は2,329㎡ですが、一部を呉市に売却したため、現在の面積2,212㎡で調査しております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 野 委 員：32番中野です。写真のとおり適正に管理されておりました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり報告と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり報告と決定いたします。

議 長：続きまして、議案第7号「非農地通知の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。資料1に記載の農地につきましては、昨年10月末から12月はじめにかけて地区ごとに農地パトロールを実施していただいた際、農地への再生が困難な土地である、非農地であると判断された土地でございます。1ページから34ページの合計665筆となります。この農地につきまして、本日の総会の議決により非農地処理を行うもので、議決後は、農地の所有者に非農地通知書を送付するとともに、農業委員会が管理しております農地台帳の整理を行います。また、広島県、法務局及び呉市農林水産課の関係機関に対しましても、非農地通知一覧表を送付するものでございます。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり通知することと決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件はそのように決定いたします。

議 長：次に議案第8号「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに伴う意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：資料2をご覧ください。「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」説明します。

呉市では「農業経営基盤強化促進法」（以降「基盤強化法」で説明します。）に基づいて、都道府県の基本方針に即しながら、地域の実情を踏まえて独自に目標を定めた基本構想を策定しています。「基盤強化法」では、都道府県が当該地域において将来の農業のあるべき姿について総合的な計画を定めた「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」をおおむね5年ごとに、10年間を見とおして策定することになっています。広島県は、平成28年7月に基本方針を策定しており、これに伴い呉市も「基盤強化法」の趣旨や基本方針を踏まえて「農業経営基盤強化促進基本構想」を見直すこととしています。

変更の内容については、資料2のうしろに新旧対照表と基盤強化促進基本構想の案をつけています。

変更の概要の1番目は、農地利用集積についての記載を変更しています。基本構想の第1の中で利用集積については、「農業委員及び推進委員による農地の利用の最適化を推進」と変更しています。

2番目は、農業経営の指標を変更しています。基本構想の第2に記載しています農業経営の指標ですが、認定農業者や認定新規就農者の認定の際に参考となるもので、これを実情に合わせて見直しました。

3番目は、用語の変更を行うものです。「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に変更しています。また「広島県農業会議」が「一般社団法人広島県農業会議」となったことに伴う変更をしています。

議 長：ただ今農林水産課から説明がありました「呉市農業経営基盤強化促進基本構想の見直し」について、ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は呉市農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定いたします。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の10ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、10ページ、農地法第4条の規定による届出が1件、11ページと12ページ、農地法第5条の規定による届出が3件、計4件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料3をお願いします。平成29年2月27日に、「平成28年度農業委員・農業経営者合同研修会」が開催されます。事務局で車を用意しますので、参加される方は、2月17日金曜日までに事務局に連絡してください。

また、本日、農業委員、農地利用最適化推進委員の募集要領を配付しています。これにつきましては、市政だよりへの委員募集記事の掲載、農業委員会のホームページへの募集記事及び応募等の様式の掲載を行っています。なお、認定農業者に対しては個別に通知をしています。農業委員の皆様には、地元での情報提供や広報活動をお願いします。

議 長：事務局から説明があったが、昨年「農業委員会等に関する法律」が改正され、呉市では今年8月から新しい農業委員、農地利用最適化推進委員の制度が適用される。委員の合計人数は、38人が39人とほぼ同じになっている。8月1日からの業務に支障のないよう、現在の委員の皆さんに応募してもらいたいし、また地元で見識のある農業者に応募するよう話してもらいたい。

林 委 員：音戸倉橋地区は現在委員6名だが、認定農業者が多くいる。手を上げろということになるとこの地区から多く出ることになるが、調整しなくて良いのか。

事 務 局：中立委員が1人必要と国の指導があり、残り18人で認定農業者が過半ということではあるが、地域的なバランスは必要であり、地区に1人もいないという事態は避けたいとは考えている。

議 長：そのほか、今までを通じてなにかございませんか。

重 森 委 員：蒲刈地区は猪の被害が多く苦情が多い。猪は、高いデコポンを選んで食べたりしている。この総会にはJAや議会推薦の委員もおられる。何か対策はできないか。

議 長：昨年12月25日に要望書を市長に届けており、その中で有害鳥獣対策についても要望を行っており、農林水産課も含め対応を研究いただいている。

議 長：そのほか、今までを通じてなにかございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次期総会は、平成29年2月28日 火曜日 午前10時から

場所は、呉市役所7階、755～758号室です。

議 長：以上で平成29年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前11時)